

令和 7 年 3 月 19 日 提出

令和 7 年 安曇野市議会
3 月定例会 追加提出議案

安曇野市

報告第 1 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科高家 1611 番 7 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 7 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 6 年 10 月 3 日午後 5 時 30 分頃、損害賠償請求者の家族が運転する軽自動車
が市道豊科 1255 号線を走行中、横断水路を通過する際、取り付け舗装に 10 cm ほど
の段差が生じており、右側の前輪タイヤを損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を
30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 2,499 円を賠償
するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外
一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 2 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 3 月 19 日 提出

安曇野市長 太田 寛

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市穂高有明 7377 番 22 先における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 2 月 7 日

安曇野市長 太田 寛

1 和解の相手方

住所 安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 6 年 12 月 7 日午後 1 時 20 分頃、損害賠償請求者が運転する普通自動車が市道穂高 1 級 14 号線を走行中、対向車とすれ違うため路肩に寄ったところ、路肩の舗装が欠け 10 cm ほどの段差が生じており、左側の前輪及び後輪のタイヤを損傷したものである。

3 和解の内容

本事故の原因は、道路管理者の施設管理に瑕疵があると認め、安曇野市の過失を 30% とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 14,718 円を賠償するものとする。

なお、本件事故に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、損害賠償金以外一切の債権債務がないことを相互に確認した。

議案第41号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安曇野市消防団員等公務災害補償条例（平成17年安曇野市条例第219号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,100円」を「9,700円」に改め、同号ただし書中「14,200円」を「14,500円」に改め、同条第3項中「又は非常勤水防団員若しくは」を「若しくは非常勤水防団員又は」に改め、「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第8条の2第1項中「6箇月」を「6月」に改める。

第18条の2中「火災・爆発」を「火災、爆発」に改める。

第20条第1項中「翌日」を「翌月」に改める。

第21条中「3か月」を「3月」に改める。

第24条第1項中「免かれる」を「免れる」に改め、同条第2項中「損害補償を受けた」を「損害賠償を受けた」に、「免かれる」を「免れる」に改める。

第26条中「疾病」を「疾病が」に改める。

第27条中「文書」を「、文書」に改める。

附則第3条の3第4項中「附則第3条の2第1項」を「附則第3条の3第1項」に、「附則第3条の2第3項第2号」を「附則第3条の3第3項第2号」に改める。

別表団長及び副団長の項中「12,500」を「12,900」に、「13,350」を「13,700」に、「14,200」を「14,500」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「10,800」を「11,300」に、「11,650」を「12,100」に、「12,500」を「12,900」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,100」を「9,700」に、「9,950」を「10,500」に、「10,800」を「11,300」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第8条の2第1項の改正規定、第18条の2の改正規定、第20条第1項の改正規定、第21条の改正規定、第24条第1項の改正規定、同条第2項の改正規定、第26条の改正規定、第27条の改正規定及び附則第3条の3第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安曇野市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた安曇野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」とい

う。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

令和7年3月19日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第42号

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年安曇野市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「前項」を「前2項」に、「同項の」を「前2項の」に、「同項本文」を「第5項本文」に改める。

第3条第1項中「場合においては」を「ときは、」に改める。

第5条の4第1項中「3歳に満たない子」を「小学校又は義務教育学校の前期課程就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第2項中「越えて」を「超えて」に改め、同条第3項中「前項の」を「前2項の」に改める。

第5条の5第1項中「いい、」の次に「第6条第1項に規定する休日及び」を加え、「休日及び代休日」を「代休日」に改める。

第12条第1項中「（）父母」を「）、父母」に改め、「定める者」の次に「（第12条の3第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第12条の2の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第12条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第12条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- （3） その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第5条の4第1項の規定による請求（3歳から小学校又は義務教育学校の前期課程就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市長が規則で定めるところにより、当該請求を行うことができる。

令和7年3月19日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 43 号

令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事建築主体工事変更請負契約
について

令和 6 年 7 月 10 日に議決を得た令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良
工事建築主体工事変更請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付
すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第
2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事 建築主
体工事
- 2 契約金額 変更前 1,433,300,000 円
変更後 1,895,300,000 円
- 3 契約の相手方 長野県安曇野市豊科南穂高 525-7
北野・山共特定建設工事共同企業体
代表 北野建設 株式会社 安曇野営業所
所長 中村 伍男

令和 7 年 3 月 19 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 44 号

令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事電気設備工事変更請負契約
について

令和 5 年 10 月 23 日付で契約を締結した令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事電気設備工事請負契約について、下記のとおり変更請負契約を締結するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号及び安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年安曇野市条例第 48 号)第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 令和 4 年度（明許繰越）三郷小学校長寿命化改良工事 電気設備工事 |
| 2 | 契約金額 | 変更前 147,400,000 円
変更後 234,740,000 円 |
| 3 | 契約の相手方 | 長野県安曇野市豊科南穂高 3798-1
T O S Y S ・有賀電気特定建設工事共同企業体
代表 株式会社 T O S Y S 安曇野営業所
所長 神方 貴弘 |

令和 7 年 3 月 19 日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第45号

安曇野市農業委員会委員の任命について

下記の者を安曇野市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住	所	安曇野市	
氏	名	望月	孝夫

令和7年3月19日 提出

安曇野市長 太田 寛

議案第 46 号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

1	住 所	安曇野市	
	氏 名	渡邊 優子	

2	住 所	安曇野市	
	氏 名	山崎 佳宏	

3	住 所	安曇野市	
	氏 名	三澤 正彦	

4	住 所	安曇野市	
	氏 名	堀内 猛志	

5	住 所	安曇野市	
	氏 名	吉田 美千代	

令和 7 年 3 月 19 日提出

安曇野市長 太田 寛